

# 死亡届 手続き一覧

主な手続きとして次のようなものがあります。

項目	手続きおよび【必要なもの】	場所	担当課
戸籍	<p>○死亡の事実を知った日から7日以内に死亡届を提出してください。【死亡届書・届出人の印鑑(届出人順位は1.親族 2.同居者 3.家主 4.地主 5.家屋管理人 6.土地管理人です。なお、後見人・保佐人・補助人・任意後見人の方からも届出していただくことができますが、作成後3ヶ月以内の登記事項証明書の原本等の確認が必要となります。)・小松島市葬斎場を利用の方は火葬料(火葬場でも支払可。)]</p> <p>★提出した市区町村と住所地や本籍地が違う場合は、役所間で住民票や戸籍に関する通知をします。記載までに1週間程度かかります。</p>	市役所1階 ①番窓口	戸籍住民課 (32-2112)
住民票	<p>○死亡届により死亡事項を記載しますので、届出の必要はありません。ただし、なくなられた方が世帯主で、その世帯にご家族が2人以上いる場合は、住民異動届(世帯主変更)を提出してください。</p>		
印鑑登録/通知カード	<p>○印鑑登録証(カード)をお返してください。 ○通知カードをお返してください。</p>		
マイナンバーカード または住基カード	<p>○交付を受けている方はカードをお返してください。(電子証明書は自動で失効します。)</p>		
火葬申込み 葬斎場使用料 (葬斎場)	<p>○火葬申込みは、死亡届を提出した窓口(戸籍住民課・宿直室)で火葬許可証を受けてから、小松島市葬斎場使用許可申請書にご記入の上、葬斎場受付へ提出してください。(申請書類は、葬斎場および戸籍住民課にあります。)</p> <p>○死産その他肢体等の火葬については、直接葬斎場までお問い合わせください。</p> <p>○葬斎場使用料は、休日や夜間を除き、火葬許可証交付時に戸籍住民課でも支払うことができます。</p>	火葬のお問い合わせは 小松島市葬斎場 指定管理者(35-1059) (住所) 田野町宇赤石北6 4番地の1	
老人等バス無料優 待証の交付を受け ている方	<p>○優待証及び利用券をお返してください。</p>	市役所1階 ②番窓口	市民生活課 (32-2132)
国民年金	<p>○被用者年金加入の方が死亡し、配偶者が第3号被保険者の場合、3号→1号の種別変更の届出が必要です。【資格喪失証明書・マイナンバー通知カード、窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証など)・認印】</p> <p>○第1号被保険者として保険料を納めた期間が25年以上ある夫が国民年金(基礎年金)を受けずに死亡したとき、妻が60～65歳まで寡婦年金を請求できる場合があります。</p> <p>○死亡月の前月まで1号被保険者として保険料を36カ月以上納めた方が、国民年金(基礎年金)を受けずに亡くなったとき、死亡一時金を請求できる場合があります。</p> <p>○国民年金加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格(原則として25年)を満たした人が死亡したとき、18歳未満の子のある配偶者または18歳未満の子に遺族基礎年金が請求できる場合があります。</p> <p>○国民年金(基礎年金)を受給されていた方が死亡したとき、未支給年金請求(死亡届)の届出が必要です。</p> <p>○老齢福祉年金を受給されていた方が死亡したとき、未支給年金請求(死亡届)の届出が必要です。</p>	市役所1階 ③番窓口	保険年金課 年金担当 (32-4120)
小松島市 国民健康保険 (市国保)	<p>○窓口で「資格喪失届」にご記入ください。【国保証・認印・各認定証】</p> <p>○葬祭費の請求をしてください。【国保証・葬儀代の支払いをされた方名義の口座が分かるもの・葬儀代費用の領収書・認印】</p> <p>○市国保以外の保険の被保険者が亡くなり、扶養家族であった人が市国保に加入する場合は、「資格喪失証明書」をお持ちください。【資格喪失証明書・公的機関が発行した写真入りの身分証明書(運転免許証等)・認印】</p> <p>○保険料は再計算して後日お知らせします。ただし、亡くなられた方が単身世帯の場合は、税務課諸税担当に届出が必要になる場合があります。</p> <p>○公的年金から特別徴収されている人は通知に時間がかかる場合があります。</p> <p>○届出については世帯主及び該当者の方のマイナンバー・窓口に来られる方の公的機関が発行した写真入りの身分証明書(運転免許証等)が必要となります。</p>	市役所1階 ⑤番窓口	保険年金課 国保担当 (32-2113)
後期高齢者医療	<p>○「被保険者証」・「各認定証」をお返してください。</p> <p>○「葬祭費の支給請求」及び「申立書・誓約書」の提出をしてください。【被保険者証・葬儀執行者名義の口座の分かるもの・印かん・葬儀執行者が葬祭を行ったことがわかる書類(埋火葬許可証・死亡届コピー・会葬御礼ハガキ・埋火葬に要した費用を支払った領収書など)・相続人代表者の身分証明書(運転免許証等)】</p> <p>○保険料は再計算して後日お知らせします。</p> <p>○公的年金から特別徴収されている人は通知に時間がかかる場合があります。</p>		
子どもはぐくみ 医療費助成事業	<p>○受給者証をお返してください。</p> <p>○受給者が亡くなった場合は、主として生計を維持する保護者を新しい受給者に認定します。【お子様の保険証、認印】(新しく受給者となる方が転入された場合で受給者本人が窓口に来られない場合は、別書類が必要になります。※詳細についてはお問い合わせください。)</p>	市役所1階 ④番窓口	保険年金課 子どもはぐくみ 重度 後期担当 (32-4120) 保険料に ついては 税務課 諸税担当 (32-3845)
ひとり親家庭等 医療費助成事業	<p>○受給者証、認定書を変更いたします。【父または母及び児童と扶養義務者のマイナンバー・印鑑・窓口に来られる方の本人確認書類をお持ちください。】</p> <p>○ご遺族の方名義の口座の分かるものをお持ちください。(未償還の医療費がある場合)</p> <p>★高校生以下の児童を養育している父が亡くなった場合など、一定の要件に該当する場合「児童扶養手当」申請後、ひとり親家庭等医療申請できます。</p> <p>【受給対象者全員及び扶養義務者の保険証・マイナンバー・認印・児童扶養手当認定証・窓口に来られる方の本人確認書類】</p>		
重度心身障害者等 医療費助成事業	<p>○受給者証、認定書をお返してください。【認印・本人のマイナンバー・窓口に来られる方の本人確認書類をお持ちください。】</p> <p>○ご遺族の方名義の口座の分かるものをお持ちください。(未償還の医療費がある場合)</p>		

項目	手続きおよび【必要なもの】	場所	担当課
児童手当 (公務員を除く)	○受給者の変更が必要です。 【新受給者名義の振込口座・健康保険証の写し・マイナンバー・身分証明書・印鑑等】 ○亡くなられた受給者へ手当の未払いがある場合、未支払手当請求書を提出してください。	市役所1階 ⑩番窓口	児童福祉課 子ども家庭 支援室 (32-2114)
児童扶養手当	○18歳以下の児童を養育している父又は母が亡くなった場合、一定の要件に該当する場合に支給されます。 ただし、遺族年金等を受けることができる方は、年金額が高い場合、この手当を受給することはできません。 【請求者と児童(父又は母死亡の記載のある)戸籍謄本)・年金手帳・請求者名義の預金通帳・認印】 ★その他、状況によって必要書類があります。		
特別児童扶養手当	○受給者が亡くなられた場合は、受給者の変更が必要です。【証書・認印】		
介護保険	○被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証をお返しください。 ★高額介護サービス費等の手続きが必要な場合があります。 【印鑑・相続人代表者名義の口座の分かるもの・相続人代表者の身分証明書(運転免許証等)】 ★保険料は、再計算して後日お知らせします。 ★公的年金から特別徴収されている人は、通知に時間がかかる場合があります。	市役所1階 ⑦番窓口	介護福祉課 介護認定給付 担当 (32-3507) 保険料に ついては 税務課諸税担当 (32-3845)
身体障害者手帳	○返還手続きが必要です。【身体障害者手帳・申請者の認印】	市役所1階 ⑨番窓口	介護福祉課 障がい福祉 担当 (32-2279)
療育手帳	○返還手続きが必要です。【療育手帳・申請者の認印】		
心身障害者 扶養共済制度	○亡くなられた方が、心身障害者扶養共済加入者の場合は、年金支給の申請を行ってください。 【死亡診断書・加入者の削除された住民票の写し・心身障害者及び年金管理者の住民票の写し・認印】 ○亡くなられた方の為に保護者が心身障害者扶養共済に加入されていた場合は、弔慰金が支給される場合があります。 【加入者の住民票の写し・障害者の削除された住民票の写し・認印】		
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 受給者	○亡くなられた方が、左記の手当を受給されていた場合は、手続きが必要になります。 また、手当の未払い分がある場合は未支払い請求をして頂きますと、配偶者等の通帳に振り込まれます。 【認印・手当の振込みを希望される通帳】		
障害福祉サービス 受給者	○障害福祉サービス受給者証をお返しください。【受給者証】		
精神障害者保健福 祉手帳	○返還手続きが必要です。【手帳・申請者の認印】		
自立支援医療 (精神通院)	○返還手続きが必要です。【受給者証・申請者の認印】		
市民税	○市県民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の市町村が課税することになっていま す。1月2日以降に死亡された方に対しては、その年の市県民税は課税されることとなります。 ○納税義務者がお亡くなりになった場合、相続代表者の届出が必要です。	市役所1階 税務課内	税務課 市民税担当 (32-3821)
固定資産税	○納税義務者(所有者)がお亡くなりになった場合、相続代表者の届出が必要です。 【届出人・相続代表者の認印】 ★上記は、登記の変更がなされるまでの間の納税通知書の送付先等の届出です。 ★登記名義を変更するには、管轄の法務局へ所有権移転登記の申請が必要です。 (徳島地方法務局088-622-4171)	市役所1階 税務課内	税務課 固定資産税 担当 (32-2115)
軽自動車	○原動機付自転車・小型特殊自動車については一度廃車し、新所有(使用)者名で再登録してください。ナン パープレート・新旧所有者の認印が必要です。(無料) ○上記以外のものについては 徳島運輸支局(050-5540-2074、250cc超二輪) または 軽自動車協会(088-641-2010、その他) にお問い合わせが必要です。 ※2019年7月1日以降の二輪(126cc~250cc)の手続きは徳島運輸支局に変わります。	市役所1階 税務課内	税務課 諸税担当 (32-3845)
市営住宅 入居者	○市営住宅に入居されている人が亡くなられた場合は世帯員異動届・明け渡し手続き等が必要です。 ★住宅課32-2120へ連絡してください。	市役所2階	住宅課 (32-2120)
上水道	○使用契約者がお亡くなりになった場合、使用契約者の名義変更の届け又は使用中止の届けをしてください。 ★水道部32-6188へご連絡ください。	(住所) 田浦町字 中西103番地	水道部 (32-6188)
農地(田・畑)の 相続	○相続等により農地法の許可を経ないで農地の権利を取得した場合は、農業委員会への届出が必要です。 【権利を取得したことが確認できる書面(全部事項証明書、遺産分割協議書など)・印鑑】 ★登記の名義を変更するには、管轄の法務局へ所有権移転登記の申請が必要です。	市役所4階	農業委員会 (32-3810)

窓口にお越しの際は、本人確認書類(官公署等が発行した運転免許証、保険証など)と認印をお持ちください。

小松島市役所 代表 (0885) 32-2111  
〒773-8501 小松島市横須町1番1号